

## 上田市中心市街地空き店舗情報バンク制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、空き店舗の有効活用により、上田市の中心市街地の活性化を図るために実施する上田市中心市街地空き店舗情報バンク制度の適切な運営を行うために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗 個人が営業を目的として建築し、現に事業の用に供していない（近く営業を休止する日が明らかなものを含む。）店舗及びその敷地で、市内に存在するものをいう。ただし、売買、賃貸等を目的として建築された新築の店舗及び土地を除く。
- (2) 物件所有者等 空き店舗の所有権その他の権利により当該空き店舗の売買、賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き店舗利用希望者 原則として市内に在住し、営業を目的として、空き店舗の利用を希望する者をいう。
- (4) 空き店舗情報バンク制度 空き店舗の売買、賃貸を希望する物件所有者等からの申込みを受けた物件情報を、空き店舗利用希望者に対し情報提供する制度をいう。

### (空き店舗の登録の申込み等)

第3条 空き店舗情報バンク制度により空き店舗に関する情報を登録しようとする物件所有者等は、空き店舗情報バンク物件登録申込書（様式第1号）に空き店舗情報バンク物件登録カード（様式第2号）を添えて、上田商工会議所に申し込むものとする。

- 2 上田商工会議所は、前項の規定による申込みがあったときは、空き店舗に係る登記された権利の内容、法令に基づく制限、建物の状態その他の事項を確認し、適当であると認めるときは、空き店舗物件として登録するものとする。
- 3 上田商工会議所は、前項の確認により登録の可否を決定したときは、その旨を当該物件所有者等に通知するものとする。
- 4 第2項の規定による登録の期間は、登録した日から起算して3年を経過する日までとする。
- 5 物件所有者等が、前項に規定する登録期間の満了日後においても引き続き登録を希望するときは、第1項の規定により改めて申し込むものとする。

### (空き店舗の登録事項の変更)

第4条 前条第3項に規定する登録の通知を受けた者（以下「登録物件所有者等」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに空き店舗情報バンク物件登録変更・抹消届出書（様式第3号）に変更内容を記載した空き店舗情報バンク物件登録カード（様式第2号）を添えて、上田商工会議所に届出るものとする。

(空き店舗の登録抹消)

第5条 上田商工会議所は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き店舗の登録を取り消すとともに、第1号の場合を除き、当該登録物件所有者等に通知するものとする。

- (1) 登録物件所有者等から空き店舗情報バンク物件登録変更・抹消届出書(様式第3号)により抹消する旨の届出があったとき。
- (2) 登録した空き店舗の所有権その他の権利の変動に伴い、登録に適さない空き店舗となったとき。
- (3) 空き店舗の登録の内容に虚偽があったとき。
- (4) その他上田商工会議所が登録を取り消すことが適当と認めたとき。

(空き店舗の情報提供)

第6条 上田商工会議所は、ホームページへの掲載、閲覧等の方法により空き店舗に関する情報提供を行うものとする。

(空き店舗の交渉の申込み等)

第7条 空き店舗利用希望者は、交渉を希望する空き店舗があるときは、空き店舗情報バンク物件交渉申込書(様式第4号)、誓約書(様式第5号)により上田商工会議所に申し込むものとする。

- 2 上田商工会議所は、前項の申込みがあったときは、当該登録物件所有者等へその旨を通知する。
- 3 前項の通知を受け、交渉、売買又は賃貸の契約等(以下「交渉等」という。)を行った登録物件所有者等は、交渉等の内容、結果等を上田商工会議所へ報告しなければならない。

(交渉等への不関与)

第8条 上田商工会議所は、登録物件所有者等と空き店舗利用希望者との空き店舗に関する交渉等については、一切これに関与しない。

附 則

この要綱は、平成29年8月10日から施行する。